

2022年度会計報告

活動計算書 [税込] (単位:円) 自2022年4月1日 至2023年3月31日

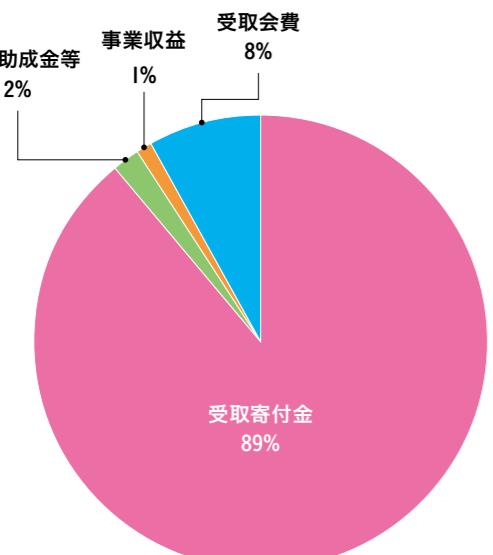
I. 経常収益	
受取会費	3,238,000
受取寄付金	36,917,335
受取助成金等	900,000
事業収益	202,900
その他収益	31,394
経常収益計	41,289,629

II. 経常費用	
事業費	
ベトナム事業	339,589
カンボジア事業	9,707,474
ラオス事業	10,344,530
緊急支援	0
国内事業	7,503,772
収益事業	851,986
事業費計	28,747,351
管理費	
人件費	8,166,409
その他収益経費	3,726,489
管理費計	11,892,898
経常費用計	40,640,249
当期経常増減額	649,380

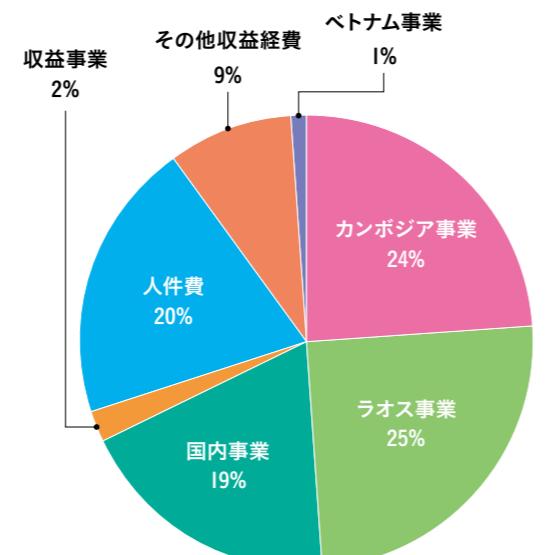
III. 経常外収益計	
過年度損益修正益	333,400
経常費用計	
333,400	
IV. 経常外費用	
経常収益計	
0	
税引前当期正味財産増減額	982,780
法人税、住民税及び事業税	70,000
当期正味財産増減額	912,780
前期繰越正味財産額	36,557,210
次期繰越正味財産額	37,469,990

2022年度収入・支出の内訳

収入 41,289,629円



支出 40,640,249円



計算書類の注記

注記1:重要な会計方針

計算書類の作成は、NPO法人会計基準(2010年7月20日策定 2017年12月12日改定 NPO法人会計基準協議会)によっています。

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準は原価基準により、評価方法は法定評価方法によっています。

(2) 引当金の計上基準

退職給付引当金:職員の退職給付に備えるため、退職金規程に基づく期末法人都合要支給額により計上しています。

注記2:使途等が制約された寄付金等の内訳

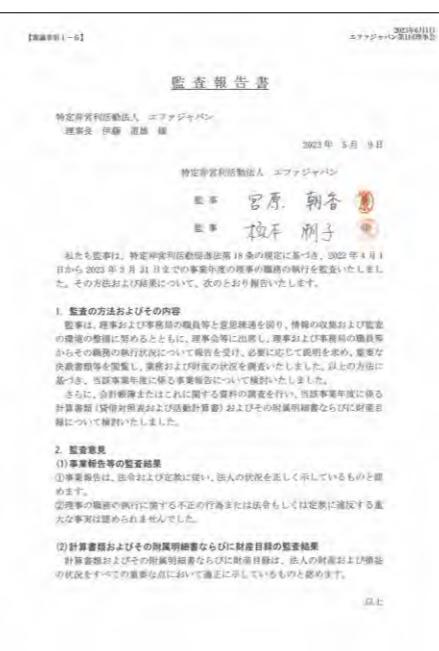
複数年度にわたり使途等が制約された寄付金等の内訳は以下のとおりです。当法人の正味財産は、37,469,990円ですが、1,609,883円は下記のように使途が制約されています。したがって使途が制約されていない正味財産は、35,860,107円です。

内 容	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
●ラオス				
自治労東海地区連絡協議会 ピエンチャン都立図書館・多目的ホール運営管理費支援 (支援期間:2018年11月～)	252,378	280,000	220,002	312,376
自治労新潟県本部 ターン村小学校図書館支援 (支援期間:2018年11月～2021年10月)	12,996	-	0	12,996
自治労青森県本部 ドンクワイ村小学校図書館支援 (支援期間:2019年1月～)	41,445	30,000	32,411	39,034
自治労三重県本部 サンバンナ村小学校図書館支援 (支援期間:2019年9月～)	6,633	50,000	39,378	17,255
自治労東海地区連絡協議会 ナーハンケー村小学校図書室支援 (支援期間:2018年11月～)	119,195	100,000	83,129	136,066
自治労広島県本部 サントン郡小学校図書室支援 (支援期間:2020年1月～2024年12月)	744,738	-	315,750	428,988
自治労広島県本部 サントン郡小学校図書室支援 (支援期間:2020年1月～2024年12月)自治労本部(調整費)	317,457	-	79,364	238,093
富永誠治 思考とスキル向上のための読書推進プロジェクト (支援期間:2020年1月～2024年12月)	634,301	-	209,226	425,075
●カンボジア				
自治労福岡県本部 SCADPブンベン児童保護施設支援 (支援期間:2019年7月～2022年6月)	-	-	-	-
一般社団法人鹿児島県労働者福祉協議会 (支援期間:2012年4月から～2023年3月)	2,621	300,000	302,621	-
自治労岡山県本部 プレアビヒア児童保護施設支援 (支援期間:2018年10月～)	-	-	-	-
自治労熊本県本部 プレアビヒア寺子屋事業 (支援期間:2016年6月～)	-	200,000	200,000	-
合 計	2,131,764	960,000	1,481,881	1,609,883

【貸借対照表の注記】

正味財産中、使途等が制約された寄付金(指定正味財産)は、1,609,883円であります。計算書類の注記2でその内訳を報告します。

監査報告書



注記3:その他特定非営利活動法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産の増減の状況を明らかにするために必要な事項

事業費と管理費の按分方法

●共通する経費の内、給料手当、賞与手当、法定福利費、旅費交通費(人件費分)については従事割合に基づき按分しています。

●共通する経費のうち、地代家賃、水道光熱費、リース料については、総額の30%を管理費に計上、70%を事業費(ベトナム、ラオス、カンボジア、国内、収益の各事業分に従事割合で按分)に計上しています。

※ここに記載された内容は、財務諸表から抜粋したものです。
より詳しい会計報告をご覧になる場合は、ウェブサイト
[https://www.efa-japan.org/efa-japan.org] の年次報告ページでご
覧いただけます。